

厚生労働省
経済産業省
環境省

告示第 三 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十年十月一日

厚生労働大臣 舛添 要一

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 馳下 一郎

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称 整理番号

37 2,6-ジ-tert-ブチル-4-sec-ブチルフェノール (3) - 540